

「岐阜県情報公開条例第6条第6号に該当」として”黒塗り”とされた部分は過度な”黒塗り”である。情報公開条例の本質的な趣旨を逸脱するものであり、承服できない。

I 情報公開制度の趣旨

岐阜県情報公開条例第一条（目的）には、「県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現することを目的とする」とある。

また同条例第六条（公文書の公開義務）には、「実施機関は、前条の規定による公開の請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない」とある。

情報開示が原則である。（一部）不開示とするには、正当な事由がなければならない。

今般、開示決定通知書では、一部不開示の理由として「希少野生動植物等の生息場所が特定できる情報であって、公開することにより当該生物の保護に支障を及ぼすおそれがあるため」と述べている。しかし実際には「希少野生動植物等の生息場所が特定できる情報」とはいえないものまで黒塗り（不開示）になっている。

これでは「県の諸活動を県民に説明する責務を全うすること」からほど遠い。希少種保護、生態系保全の観点からも不適切な黒塗り（不開示）となっている。

II 希少種保護の観点から

今般は「猛禽類」に絞って論ずる。

1. 岐阜県自身が公表している

岐阜県河川課のホームページにH18年9月策定の長良川圏域河川整備計画が載っている。

岐阜県トップ > 県土づくり > 道路・河川・砂防 > 河川 > 安心で安全な郷土づくり > 河川整備計画
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/michi-kawa-sabo/kasen/anshin/seibi-keikaku.html>

長良川 本文

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/michi-kawa-sabo/kasen/anshin/seibi-keikaku.data/nagaragawa-honbun.pdf>

このp12に「圏域上流の山地には、天然記念物であるイヌワシが・・・確認され」とあり、さらにp13に「内ヶ谷ダム周辺環境調査結果」として、イヌワシ、クマタカ、オオタカなどの種名を表の形で載せている。

もし「希少野生動植物等の生息場所が特定できる情報であって、公開することにより当該生物の保護に支障を及ぼすおそれがあるため」として、種名まで黒塗りした判断が正しいとすれば、このインターネット公開資料は、一体何なのだろうか？

下に述べるように、政府関係機関も含めて、希少種の情報を（種名までをも）秘匿すること

が「保護」である、という考え方は採っていない。「長良川圏域河川整備計画」p 12及びP 13のインターネット公開が間違っているのではない。河第490号の一部不開示が「過度な黒塗り」であり、情報公開条例第6条6号の運用の誤りなのである。

2. 希少種保護の考え方の方向

急速に種の絶滅が進行する中での国際世論の高まりをうけ、1990年代には、日本においても「種の保存法」など一連の希少種保護に関する法律が充実してきた。その中で、私（異議申立人）は2つのアプローチに遭遇している。

(ア) 情報秘匿による保護

密猟者などに情報が漏洩するおそれがある、として、専門家以外には情報を出さない、という立場。

ある立場の専門家からすると「市民一般なんて全くもって保護に役立たない。『居る』という情報を出せば密猟者に渡るだけだ。『日本野鳥の会』?? あんなアマチュア連中に情報を渡すわけにはいかない。」のだそうだ（1994年秋、金糞岳山頂付近にて。イヌワシをほぼ水平位置に目視しながらの会話）。

(イ) 生態系保全への意識喚起による保護

その希少種が存在する（希少になってしまった環境変化を含めて）生態系全体を、住民全体の意識を高めることで保全し、もって希少種を保護しようとする立場。

希少種保護とは、単にその種を生き延びさせるかどうかの問題ではない（「その種」だけの問題であれば、外界から遮断された研究室内で保全すれば良いことになってしまう）。生物多様性の保全、その種が存在する生態系全体の保全の問題である。

ゆえに私（異議申立人）は、後者（イ）の立場を支持してきた。

2010年に名古屋で生物多様性 COP 10が開催された。締結国政府代表のみならず、国内・国外の NGO が多数参加した。市民参加は、生物多様性条約の基本的趣旨に基づいている。つまり生物多様性条約は（イ）の立場に立っている。また2008年に成立した生物多様性基本法も、（イ）の立場に立っている。

希少種の情報を過度に秘匿するのではなく、可能な限り公開して、地域住民全体の力で保全していこうというのが、世界の流れである。

3. 徳山ダムでの事例

おそらく、全国的にみても、最も多くのお金を投入して大型猛禽類調査が行われた場所が、岐阜県内にある。徳山ダム集水域である。2005年度まで10年間に7億6000万円をかけてこの地域のワシタカ類（主にイヌワシ・クマタカ）を調査した。調査の「量」については国内有数であろう。

1999年9月、水資源開発公団徳山ダム建設所は本文177ページ、資料52ページにわたる「徳山ダム周辺の自然環境」という冊子を刊行した。このp 99でクマタカにつき「調査区域内には広い範囲に周年分布し、繁殖が確認されています」と記し、イヌワシにつき「調査区域内には広い範囲に周年分布し、繁殖していると考えられます」と記されている（その後の調査でイヌワシの繁殖が確認されている）。

さらに1999年12月は、水資源開発公団は、NACS-Jの協力と助言の下、「徳山ダ

ム周辺の希少猛禽類とその保全」と題する大部の資料を公表した。

ここではイヌワシ・クマタカのペア名とおよその行動圏とが公になっている。その後の徳山ダムでの環境関係の調査とその検討においては、ここで用いられたペア名を用いている。(たとえば「イヌワシDつがい」。これでおよその行動圏は頭に浮かべられる。)

専門家の誰からも、こうしたことで「当該生物の保護に支障を及ぼすおそれ」が生じたとの意見は出されていない。

「徳山ダム周辺の希少猛禽類とその保全」公表に関する経緯とコメント

1995年12月に徳山ダム建設事業審議委員会が設置された後、1996年度になって、水資源開発公団は徳山ダム集水域内のイヌワシの存在を認め、調査を開始した。

1999年初夏、西谷・戸入付近でのクマタカの育雛失敗と西谷道路建設工事との関係が指摘され、しばらく徳山ダム関連の全工事が止まった。

1999年8月、この問題についての水資源開発公団の対応を批判し、公団から委嘱された専門家委員が抗議辞任をする、という事態となった。

1999年9月、水資源開発公団は、それまでの調査資料の解析をNACS-Jに依頼した。1999年12月、NACS-Jは、事業者である水資源開発公団に、調査資料の解析結果と調査結果の公表用加工を手渡した。同時に「3年間すべての工事を止めて調査しないと、保全策は立てられない」という意見書を水資源開発公団に提出したが、水資源開発公団と建設省はこの意見を拒否し、徳山ダム本体工事を開始した。

結局のところ、「西谷道路を造らない」という方策のみが採られ、集水域・湛水域全体では、イヌワシの生息が危うくなってもしかたがない(徳山ダムモニタリング部会最終報告では、イヌワシについて言及もしない)という対応になっていることは甚だ遺憾であると思う。

岐阜県も、機関として、1999年に水資源開発公団が公表した

「徳山ダム周辺の自然環境」

「徳山ダム周辺の希少猛禽類とその保全」

は、入手し、検討したはずである(そう聞いている)。

III 結語

情報公開において、種名をも「黒塗り」秘匿するのは、開示決定者が、国内及び国際的な規範・常識に反すると言わねばならない。

繰り返すが、情報公開制度は「県民の知る権利を尊重し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県民の県政への参加を促進し、県政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた県政を実現すること」が目的である。公開が原則であり、第6条の非公開(一部不開示)は、例外的・限定的なものである。「よく分からないからとりあえず黒塗り」ということが許されるものではない。

希少種に関する正しい知識に基づいた、情報公開条例の運用を求める。

以上